

資料 2

平成10年10月16日
震災復興特別委員会資料

産業復興・雇用就労対策について

(雇用就労対策について)

労働部



I 最近の雇用情勢等について

1 最近の雇用情勢

(1) 全般的な動向

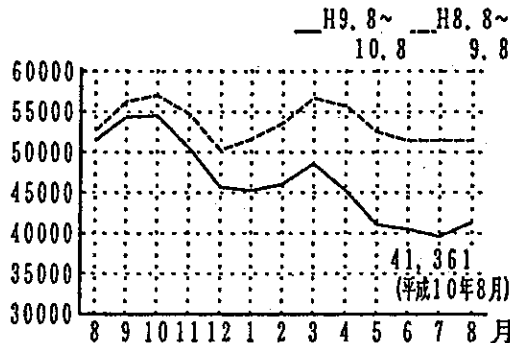
最近の雇用情勢を見ると、景気の低迷が続く中で、求人が減少する一方、求職者が大幅に増加しており、本県の有効求人倍率も本年8月には0.37倍と第1次石油危機後の昭和53年7月と並ぶ低い水準となっている。

(2) 有効求人・有効求職者の状況

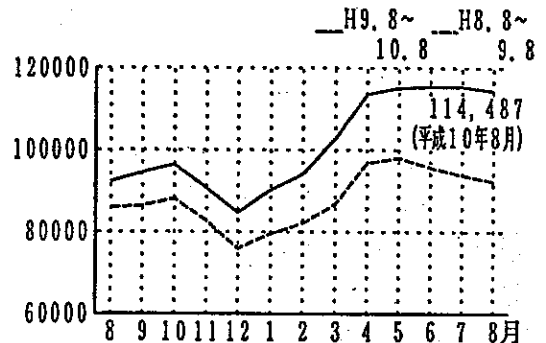
有効求人数は震災後大きく増加し、その後も前年を上回る水準で推移していたが、最近は復興需要の一巡、景気の低迷、個人消費の不振等から企業の求人手控えもあり、対前年比で減少に転じている。(平成10年8月は41,361人、対前年比19.7%の減少)

一方、有効求職者数は震災後一時的に増加した後、減少傾向で推移していたが、最近は事業主都合による離職者等の増加により再び増加傾向に転じ、震災直後と並ぶ水準となっている。(平成10年8月は114,487人、対前年比23.0%の増加)

(有効求人数の推移)



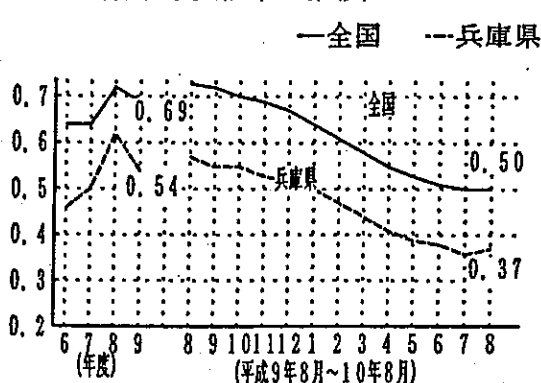
(有効求職者数の推移)



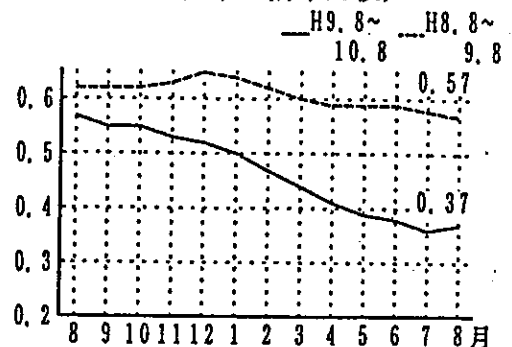
(3) 有効求人倍率の動向

震災後上昇していた本県の有効求人倍率は、平成8年12月の0.65倍をピークに漸減傾向に転じていたが、本年8月には0.37倍と20か月ぶりに前月を上回った。

(有効求人倍率の推移)



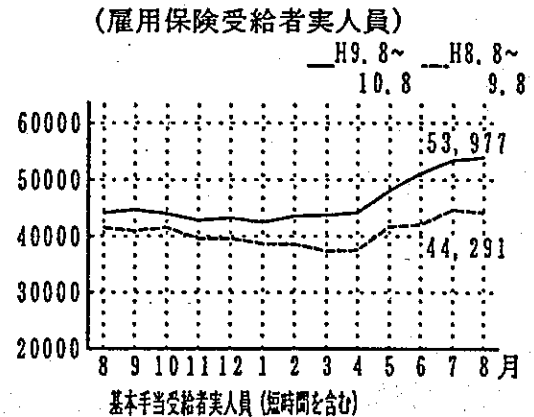
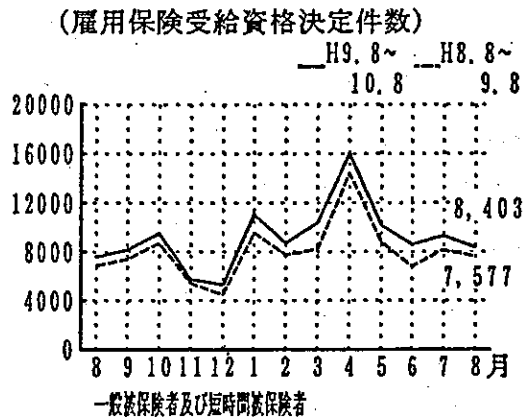
(有効求人倍率の前年比較)



(4) 雇用保険の取扱い状況

雇用保険の受給資格決定件数は、震災直後に大幅に増加し、その後は減少傾向で推移していたが、最近では離職者の増加を背景に再び増加傾向に転じている。(平成10年8月は8,403件、対前年比10.9%の増加)

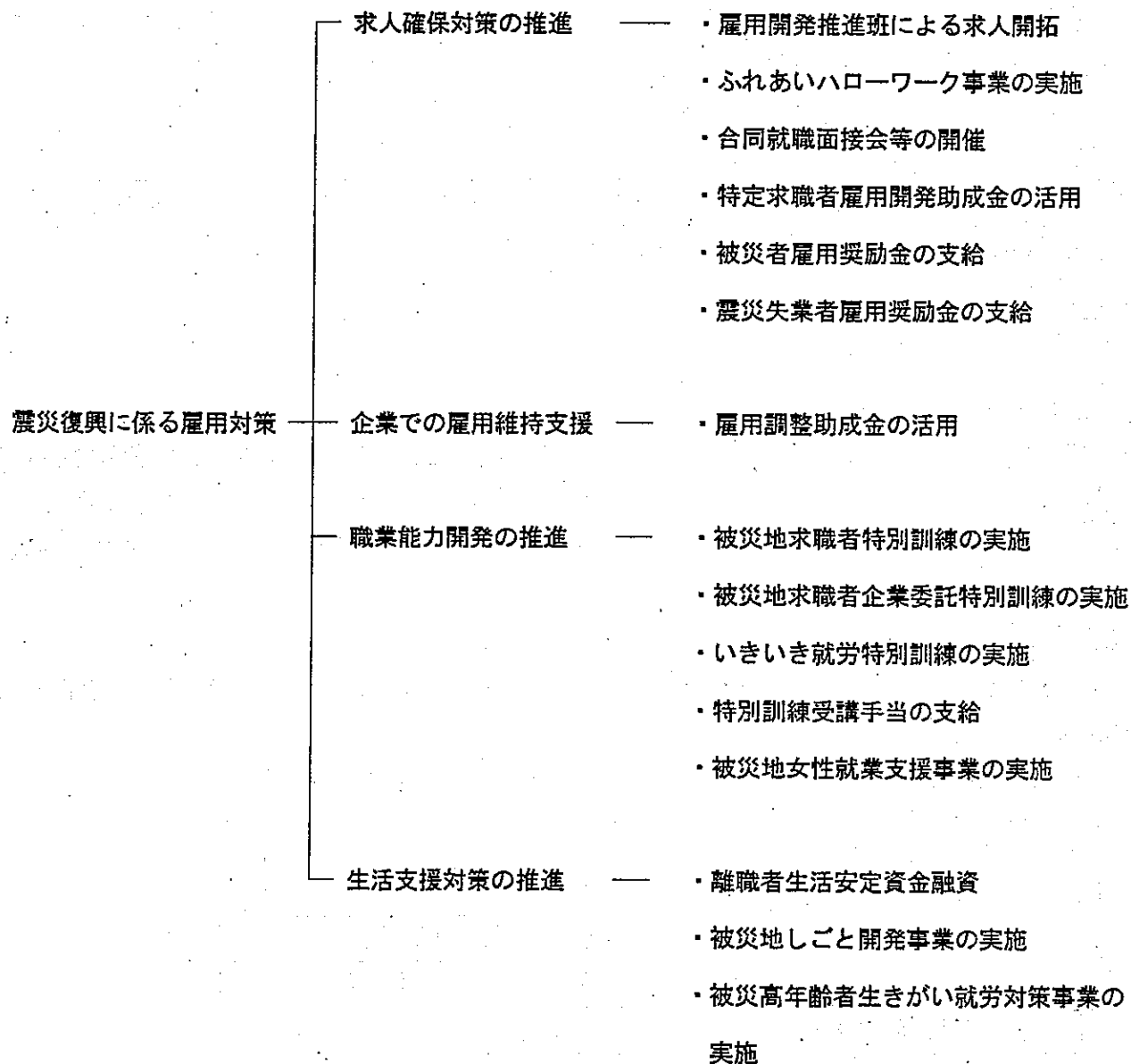
また、これに伴い、震災後減少を続けていた雇用保険の受給者実人員も、最近では再び増加傾向で推移している。(平成10年8月は53,977人、対前年比21.9%の増加)



2 総合経済・雇用対策推進本部の設置

被災地をはじめとする本県経済の極めて厳しい状況を踏まえ、平成10年5月に「兵庫県総合経済・雇用対策推進本部」を設置し、現下の厳しい経済・雇用情勢から早期に脱却し、本県の経済や雇用を力強い回復軌道に乗せるため、7月に①緊急経営雇用対策、②経済構造改革対策、③社会資本の整備、減税等の需要創出対策を柱とする総合経済・雇用対策をとりまとめ、その迅速かつ着実な推進に努めている。

II 震災復興に係る雇用対策の体系



III 震災復興に係る主な雇用対策の実施状況

1 求人確保対策の推進

離職者の早期再就職を支援するため、求職者ニーズに基づく積極的な求人確保対策を推進する。

(1) 雇用開発推進班による求人開拓の推進

求職者ニーズに基づいた質・量の両面にわたる求人の確保を図るため、雇用開発推進班の活動強化による積極的な求人開拓に努める。

〔雇用開発推進班活動実績〕

区 分	事業所訪問件数	文書による求人依頼件数	電話による求人依頼件数	開拓求人件数	新規求人数に占める割合
10年度(8月末現在)	6,016件	18,061件	12,365件	23,455人	28.8%
9年度	9,680件	25,248件	24,105件	61,165人	27.0%

(2) ふれあいハローワーク事業の実施

仮設住宅に居住する就職希望者へのフォローアップ、これに加えて恒久住宅移転者も含む被災者の就職希望ニーズの更なる把握を行うとともに、被災地安定所にふれあい相談窓口を設置し、きめ細かな職業相談によるニーズの把握、被災者個々のニーズを踏まえた求人開拓や求人情報の提供等を実施し、これら被災者の就職支援を図る。

① ふれあい雇用推進員の配置

神戸(2名)、灘・尼崎・西宮・伊丹・明石・西神・洲本(各1名)の各公共職業安定所 合計9名

② 事業内容

- ・ あっせん対象者の把握
- ・ 特別求人開拓の実施
- ・ ふれあい相談窓口の設置
- ・ あっせん不調者へのフォローアップ 等

〔ふれあいハローワーク事業活動実績〕

区 分	特 別 求 人 開 拓	
	接触事業所数	求 人 数
10年度(8月末現在)	1,083事業所	747人
9年度	6,571事業所	5,379人

(3) 合同就職面接会等の開催

求職者ニーズに基づいた求人確保に努め、求人者と求職者が一堂に会する「合同就職面接会」を効果的に開催するとともに、各公共職業安定所においても小規模の面接会である管理選考会を積極的に開催するなど離職者の早期再就職の促進に努める。

〔合同就職面接会開催状況〕

被災地域実施分

区 分	10年度(8月末現在)	9 年 度
開 催 回 数	4回	9回
求 職 者 数	2, 151人	3, 056人
求人企業数(求人数)	137社(761人)	283社(1, 296人)

被災地域外実施分

区 分	10年度(8月末現在)	9 年 度
開 催 回 数	7回	11回
求 職 者 数	1, 728人	2, 518人
求人企業数(求人数)	249社(1, 759人)	384社(3, 408人)

(4) 特定求職者雇用開発助成金の活用

中高年齢者(45歳以上65歳未満)、障害者等就職が特に困難な者を、公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、賃金の一部について助成する制度の積極的な活用により、離職者の雇用の確保、再就職の促進に努める。

なお、高年齢者、障害者等の就職困難な被災離職者等を雇い入れた事業主に対する震災による特例措置が、平成7年1月23日から平成10年1月22日まで実施された。

また、国の「緊急雇用開発プログラム」により、年齢要件が55歳以上から45歳以上に緩和される制度の拡充が行われた。

〔特定求職者雇用開発助成金支給決定状況〕

区 分	支 給 決 定 者 数 (人)		支 給 決 定 金 額 (千 円)	
	全 数	うち特例措置分	全 数	うち特例措置分
10年度(8月末現在)	2,482	4	918,156	2,341
9 年 度	6,684	92	2,561,495	65,409
8 年 度	7,371	375	3,647,631	268,826
7 年 度	10,599	39	6,894,699	26,429

(5) 被災者雇用奨励金の支給(基金事業)

震災によりその居住する家屋に被害を受けた者を雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給することにより、被災者の早期就職と生活の安定を図る。

- ① 支給対象 被災者を平成7年4月1日から平成11年3月31日の間に新たに雇い入れ、常用労働者として6か月以上継続して雇用した事業主
- ② 支給額 雇い入れた労働者1人当たり50万円
- ③ 申請件数 9,414件(制度発足時から本年8月末現在までの累計)

(6) 震災失業者雇用奨励金の支給（基金事業）

震災により離職又は廃業を余儀なくされた震災失業者を雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給することにより、震災失業者の早期就職と生活の安定を確保する。

- ① 支給対象 兵庫県内の事業所で、震災により離職又は廃業を余儀なくされた震災失業者を平成8年4月1日から平成11年3月31日の間に新たに雇い入れ、常用労働者として6か月以上継続して雇用した事業主
- ② 支給額 雇い入れた労働者1人当たり50万円
- ③ 申請件数 112件（制度発足時から本年8月末現在までの累計）

2 企業での雇用維持支援

労働者の雇用の安定を図るため、雇用維持、失業の予防に向けた事業主の取り組みを支援する。

(1) 雇用調整助成金の活用

景気の変動や産業構造の変化に伴い事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練等を行い従業員の雇用の維持を図った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部を助成することにより、事業主の負担を軽減し、雇用維持、失業の予防を図る。

なお、国の「緊急雇用開発プログラム」により、指定業種に係る助成率が引き上げられるなどの制度の拡充が行われた。

- ① 雇用調整助成金の指定業種 113業種（平成10年10月1日現在）
- ② 特定雇用調整業種 74業種（平成10年10月1日現在）

〔雇用調整助成金実施計画受理状況〕

区分	指定業種		特定雇用調整業種	
	事業所数	対象被保険者数	事業所数	対象被保険者数
10年度（8月末現在）	399	37,038	133	5,091
9年度	99	4,200	202	14,035

〔参考〕平成10年度の主な申請業種

- ① 指定業種 生コンクリート製造業、港湾運送・同関連業、鍛工品製造業、鉄鉄鋳物製造業・電気炉による普通鋼製造業
- ② 特定雇用調整業種 粘土瓦製造業、染色整理業、可鍛鋳鉄製造業、なめし革製造業、繊維機械製造業、織物製外衣シャツ、ゴム練生地製造業、鋼船・木船製造・修理業

また、阪神・淡路大震災の被災地域内に所在する事業所の事業主又はその下請け事業主（第2次下請事業主を含む）に対する震災による特例措置が平成7年1月23日から平成10年1月22日まで実施された。

〔震災特例に係る雇用調整助成金実施計画受理状況〕（平成6年度から9年度までの累計）

- ・ 事業所数 19,374件
- ・ 対象被保険者数 592,685人

3 職業能力開発の推進

被災離職者等の再就職を促進するため、被災地求職者特別訓練等の多様な訓練を実施し、よりきめ細かな就職支援活動に取り組む。

訓練名	被災地求職者特別訓練 (平成6年度から実施)	被災地求職者企業 委託特別訓練 (平成9年度から実施)	いきいき就労特別訓練 (平成9年度から実施)
対象者	震災により離職を余儀なくされた者等で、公共職業安定所長の受講指示、または受講推薦を受けられる者	45歳以上65歳未満の被災地に居住する求職者等で従来の特別訓練では就職が困難な者	45歳以上65歳未満の仮設住宅入居者等で、簡易な職業訓練を希望する者
期間	2か月以上かつ150時間以上	3か月(最長6か月)	1か月(80時間程度)
科目	・大型1種自動車運転 ・建設機械運転 ・福祉コース 等 (資格取得訓練中心)	・個別委託先企業での訓練 (OJTによる訓練)	・ビルクリーニング ・園芸 ・OA 等 (簡易な技能実習中心)
10年度定員	12コース 210人	150人	10コース 150人
9年度実績	12コース定員 210人 応募者数 350 入校者数 203	委託実績 12人	9コース定員 150人 応募者数 269 入校者数 113

(1) 特別訓練受講手当の支給(基金事業)

上記の特別訓練の受講を促進するため、次のいずれにも該当する訓練受講者に対して、受講手当を支給する。

- ① 支給対象者 ・45歳以上65歳未満である者 ・り災証明(全壊、半壊)のある者
・雇用保険等の給付が受けられない者
- ② 支給額 ・4,000円に出席日数を乗じた金額
- ③ 支給状況 ・11,138千円(制度発足時から本年8月末現在までの累計)

(2) 被災地女性就業支援事業の実施

被災地域での高齢者に対するケアのニーズが高まる中で、「ホームヘルパー(2級)」技術講習を実施し、被災地域の女性求職者の再就職を促進するとともに、被災高齢者世帯の生活復興を援助する人材を養成する。

- ① ホームヘルパー(2級)技術講習の実施 受講定員25人×2回(1回22日間)
〔9年度実績:1回25人22日間〕
- ② 福祉分野への再就職セミナーの開催 2回(開催地 神戸)
〔9年度実績:1回(開催地 神戸)参加人数47人〕

4 生活支援対策の推進

被災勤労者の生活の安定を図るため、生活資金や住宅取得のために必要な資金の低利融資を行うとともに、被災者の生きがい就労対策を推進する。

(1) 離職者生活安定資金融資

震災等により離職を余儀なくされた勤労者に求職活動中に必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の生活の安定と求職活動に専念する機会の確保を図る。

- ① 融資限度額 100万円
- ② 融資利率 2.3%
- ③ 融資実績 32件 29,000千円 (制度発足時から本年8月末現在までの累計)

(2) 被災地しごと開発事業の実施 (基金事業)

仮設住宅居住者等の中高齢被災者で、民間企業が求める就労形態に従事することが難しい者に対して、社会貢献度の高い事業の実施に伴う軽易な業務を新しい就労機会として提供し、就労を通じて被災者の自立を支援する。

- ① 対象者 次の全ての要件を満たす者
 - ・ 仮設住宅入居者・退去者又は震災により自宅が全壊 (全焼) した者
 - ・ 原則45歳以上60歳未満の者
 - ・ 社会貢献活動への参加を通じて概ね月3～5万円程度の報酬を求める者
 - ・ 現在就業していない者
- ② 実施する事業の内容
 - ・ 電話アンケート調査員業務
 - ・ 街頭啓発・美化推進作業
 - ・ 商店街等通行量調査業務
 - ・ さわやかなまちかど再生支援業務
 - ・ 仮設住宅空き家点検業務
- ③ 登録者数 1,796人 (8月末現在)

(3) 被災高齢者生きがい就労対策事業の実施

仮設住宅等に居住し、健康ではあるが働く機会に恵まれない被災高齢者に対し、シルバー人材センターを活用し、就業の機会を提供することにより、生きがいづくりを支援する。

- ① 事業内容
 - ・ 居住地の交通事情や情報不足等により、シルバー人材センターに積極的に登録できない者等に対する入会のPR・指導等を行うとともに、新規被災会員 (生きがい就労登録者) 等の確保を図るための民需開拓を行う。
 - ・ 被災高齢者会員への生きがい就労機会の確保を図るため、県から各シルバー人材センターに対し、積極的な事業の発注を行う。

※ 県発注事業費 4.0億円 [9年度実績: 4.0億円]

- ② 生きがい就労登録者数 2,021人 (8月末現在)

(震災1年の記録 H18.11作成)

兵庫県庁における震災初動期の対応について

(質問)

5 経営相談等について

(2) 離職者の把握、職業斡旋、失業手当の給付、労働保険料の徴収猶予等はいつごろから、どのように対応しましたか。

(回答)

離職者の把握について

1. 震災直後から被災者が、どのような状況にあるのか予測が困難な中で、速やかに効果的な対策を講じるためには、求職者等の置かれている状況を的確に把握し、日々増加する求職者数の変化を読み取ることが最重点課題であった。

このため、震災翌日から、県下17カ所の本所、6カ所の出張所、6カ所のパートバンクの求職者の動きとして業務取扱い状況の報告を求めた。

報告は電話連絡から、後にはファックスになったが震災直後は通信網の混乱等で、電話・ファックスが使えないところもあり、近隣の安定所の連絡手段としては自転車を利用された。

労働省職業安定局からも、支援策を講じるため、一日も早い情報の把握が緊急の課題であり、今後の変化についても、日々報告を求められたところである。

2. 被災事業所の把握について

製造業をはじめとして、卸・小売業、サービス業など全ての業種において大きな影響を受けており、被災事業所に対する支援策を講じるためには、速やかな被災事業所の実態調査を行う必要があり、1月20日に各公共職業安定所に管内事業所の調査を依頼するとともに、県も独自に商工会議所や、各工業会、連合会等に依頼して情報の収集に努めた。

直接の被害が無くとも、県下全域においてサービス業(旅館・ゴルフ場・飲食店等)では利用客がまったく無く、間接的に大きな影響が見られた。

所 属	兵庫県労働部職業安定課	担当者	企画調整担当 足立	内 線	3804
-----	-------------	-----	-----------	-----	------

震災復興にかかる特別雇用対策の実施状況

1. 雇用維持支援対策

(1) 雇用調整助成金の特例措置の活用

震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等を行い従業員の雇用維持を図ろうとする事業主に対して、休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置を積極的に活用し、雇用維持、失業の予防を図っている。

〔実施計画受理状況〕

被災地安定所分

	1/23~2月	7年/3月	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8
件数	2,234	1,493	1,475	1,462	1,429	1,251	1,224
実人員	84,323	49,519	47,657	46,812	43,959	31,025	25,826
	7/9	7/10	7/11	7/12	8/1	8/2	8/3
件数	1,131	1,058	815	606	477	470	485
実人員	20,003	19,885	19,651	18,745	18,563	18,313	16,921
	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10
件数	467	459					
実人員	15,322	13,956					

2. 再就職支援対策

(1) 特定求職者雇用開発助成金の特例措置の活用

高齢者（55歳以上65歳未満）・障害者等就職が特に困難な者及び45歳以上55歳未満の被災離職者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対し、賃金の一部について高率の助成を行う特例措置の積極的な活用により、被災離職者の雇用の確保・再就職の促進に努めている。

〔支給決定状況〕

（単位千円）

	平成7年度		平成8年度（4～5月分）	
	支給決定者数	支給決定金額	支給決定者数	支給決定金額
全数	10,599	6,894,699	1,685	990,311
うち特例措置分	39	26,429	61	44,480

(2) 雇用機会の確保

① 求人の確保

求職者ニーズに基づいた質・量の両面にわたる求人の確保を図るため、雇用開発推進班の活動を強化するとともに、平成8年度から、新たに「特別求人开拓員」を設置し、積極的な求人开拓を実施している。

〔雇用開発推進班活動実績〕

	事業所訪問件数	文書による求人依頼件数	電話による求人依頼件数	开拓求人数	新規求人数に占める割合
平成7年度	9,311件	21,273件	15,726件	40,788件	18.6%
平成8年度（4～5月）	1,581件	5,789件	3,063件	8,248件	21.4%

〔特別求人开拓員の配置〕

企業において人事、労務管理等の経験を有するものを「特別求人开拓員」に委嘱し、民間における経験、人脈、ノウハウを活かした効果的な求人开拓を実施する。

○配置安定所 神戸2名、灘、尼崎、西宮、明石各1名、計6名

② 広域的な労働力需給調整の実施

移転就職を希望する被災者に対しては、全国の公共職業安定機関を通じて住宅等にも配慮した求人を確保し、広域的な労働力需給調整を実施。

③ 公共事業就労促進法の円滑な施行

被災地域において計画実施される公共事業について、一定の割合の被災失業者の雇用を義務づける公共事業就労促進法の効果的運用を図り、被災失業者の雇用の場の確保に努めている。

[公共事業の吸収率の状況]

平成7年3月～平成8年5月

公共事業施行 通知書受理件数	吸収人員	被災失業者 求職者数	公共職業安定所 紹介数
806件	58人	114(22)人	41人

()内の数字は、平成8年5月末現在の被災有効求職者数

(3) 合同就職面接会等の開催

① 合同就職面接会、管理選考会の開催

被災求職者ニーズに基づいた求人確保に努め、求人者と求職者が一堂に会する「合同就職面接会」を効果的に開催するとともに、各公共職業安定所においてもマッチングに重点を置いた小規模の面接会である管理選考会を積極的に開催するなど早期再就職の促進に努めている。

[合同就職面接会開催状況]

被災地域分

区分	平成6年度(震災後)	平成7年度	平成8年度(4月~6月)
開催回数	8回	18回	2回
求職者数	8,393人	5,237人	1,162人
求人企業数	684社(求人数3,683人)	518社(求人数2,614人)	107社(求人数592人)

② 一日ハローワーク(出張相談)の実施

ア 求職者の利便性を考慮した地域において一日ハローワーク(出張相談)を実施。

[実施状況]

開催回数 5回 (神戸市2回、芦屋市、宝塚市、川西市)
参加求職者数 2,061人

イ 仮設住宅団地において一日ハローワーク(出張相談)を実施。

開催回数 2回 (神戸市2回)
参加求職者数 45人

③ 待機所における巡回相談の実施。

[実施状況]

開催回数 7回 (神戸市内各待機所)
相談求職者数 17人

旧長田区庁舎0名、新長田勤労市民センター3名、
王子スポーツセンター2名、旧下山手小跡地5名、
東灘体育館2名、須磨区民センター3名、御影公会堂2名

3. 雇用特別相談体制の充実

(1) 雇用特別相談窓口の設置

被災を受けた事業主及び求職者等に対するきめ細かな相談援助を行うため、各公共職業安定所に「雇用特別相談窓口」を設置している。

〔相談件数〕 (平成7年1月23日～8年5月31日) 単位 件

区 分	事業主	求職者	その他	計
雇用調整助成金関係	14,518	197	1,242	15,957
助成金・雇用保険関係	11,957	21,174	897	34,028
そ の 他	3,690	7,365	1,513	12,568
合 計	30,165	28,736	3,652	62,553

(2) 臨時公共職業安定所の設置

被災に係る雇用調整助成金業務を集中的に取り扱う臨時公共職業安定所を神戸地域に設置し、これら業務の迅速かつ円滑な運営を図っている。

4. 若年労働者就職支援対策

(1) 兵庫学生・Uターン就職支援センターの設置

女子学生をはじめ、新規学卒者の厳しい就職環境に対応するため、従来の「兵庫県学生職業情報センター」と「中央Uターンバンク」を統合・改組し、新たに「兵庫学生・Uターン就職支援センター」を設置、機能を強化して、大学等卒業予定者やUターン希望者に対して、求職登録から職業紹介まで就職に関する一貫したサービスを提供している。

〔利用者の状況〕 (平成8年4月10日～5月末)

	合計①+②	①大学・大学院	②短大・高専・専修
来所学生数	1,015	684	331
登録者数	867	585	282

(2) 学生就職面接会の開催

新規学卒者を取り巻く就職環境が厳しい中、大学生等の就職対策として、求人者と就職先未決定の学生を一堂に会した「学生就職面接会」をきめ細かく開催し、新規大学等卒業予定者の円滑な就職促進を図っている。

〔開催状況〕 (平成6年度震災後～3月末)

名 称	開催月日	参加事業所数	求人数	参加求職者数
近畿ブロック学生就職面接会	7・2・3	168	818	2,930
近畿府県事業所学生就職面接会	7・2・21	47	228	358
被災学生就職支援面接会	7・3・7	87	301	535

〔開催状況〕 (平成7年度)

開催月日	開催地域	参加事業所数	求人数	参加学生数
7・8・4	姫 路	59社	402人	630人
7・10・4	尼 崎	90社	368人	1,095人
7・11・10	神 戸	174社	963人	1,575人

兵庫県庁における震災初動期の対応について

(質問)

5 経営相談等について

- (2) 離職者の把握、職業斡旋、失業手当の給付、労働保険料の徴収猶予等は、いつ頃から、どのように対応しましたか。

(回答)

労働保険料の徴収猶予等について

1. 平成7年1月30日付労徴発第8号(大臣官房労働保険徴収課長)

- ・ 「大阪府及び兵庫県の一部の地域における労働保険料に関する納付期限等を延長する件」の制定について

労働省告示第2号

労働保険料申告書の提出・納付又は徴収に関する期限について地域を指定して労働大臣が別に定めて告示する期日まで延長する措置が講じられた。

2. 平成7年3月6日付事務連絡(労働保険徴収課企画担当課長補佐)

- ・ 阪神・淡路大震災に伴う労働保険料の申告・納付期限等の延長、猶予の取扱いにかかる留意事項について

(1) 申告・納付期限延長の具体的な取扱いについて

(2) 労働保険料の納付猶予措置について

国税通則法第46条第1項及び第2項

3. 平成7年4月11日付労徴発第38号(大臣官房労働保険徴収課長)

- ・ 阪神・淡路大震災に伴う労働保険料の申告書の提出等の期限の取扱いについて

労働省告示第52号

上記1の労働省告示第2号の労働大臣が別に定めて告示する期日は平成7年5月31日と定められた。

4. 平成7年4月11日付事務連絡(労働保険徴収課企画担当課長補佐)

- ・ 阪神・淡路大震災に伴う労働保険料の申告書の提出等の期限及び労働保険料等の猶予の取扱いについて

上記3告示第52号の趣旨、申請による期限の延長、納付猶予についての留意事項

※ 上記通達等に基づき、兵庫労働基準局と連携し、事業主に対する周知文の送付、各関係機関の広報誌への掲載を依頼し、事業主に対する周知、広報を図った。又、納付猶予相談会を開催して、被災事業主からの納付猶予相談に応じる等、事業主の負担の軽減を図った。

所属	労働部雇用保険課	担当者	徴収係長 高木	内線	3827
----	----------	-----	---------	----	------

兵庫県南部地震に係る「特別相談窓口」の相談状況（1/23から設置）

兵庫県下17安定所取扱分

事業所	相談件数	2月															1/23から累計
		16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	日		
求職者	雇用調整助成金	306	426	51	1	519	566	543	444	262	28	3	389	409			
	特定求職者雇用開発助成金	20	18	1	0	27	21	27	17	10	0	0	15	19			
	雇用保険給付関係	208	321	34	5	311	278	188	205	161	20	2	179	206			
	職業紹介関係						4	6	28	14	2	0	19	28			
	その他	108	38	35	4	67	55	58	67	22	18	1	32	45			
計	642	803	121	10	924	924	822	761	469	68	6	634	707				20,665
求職者	雇用調整助成金	3	4	6	1	0	0	1	2	1	1	0	0	0			
	特定求職者雇用開発助成金	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	雇用保険給付関係	388	394	229	12	474	401	324	375	219	161	8	277	394			
	職業紹介関係						52	62	69	67	24	0	162	134			
	その他	90	65	94	16	109	46	65	46	51	44	0	45	62			
計	498	463	329	29	583	499	452	492	338	230	8	484	590				15,487
その他	雇用調整助成金	9	5	2	0	6	5	2	4	0	2	0	1	3			
	特定求職者雇用開発助成金	3	1	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0			
	雇用保険給付関係	7	14	10	5	6	3	9	3	4	1	1	8	8			
	職業紹介関係						6	1	5	0	0	0	0	1			
	その他	24	26	41	10	27	28	45	44	34	12	6	37	33			
計	43	46	53	15	39	44	60	57	38	15	7	46	45				1,025
計	雇用調整助成金	318	435	59	2	525	571	546	450	263	31	3	390	412			
	特定求職者雇用開発助成金	40	19	1	0	27	23	30	18	10	0	0	15	19			
	雇用保険給付関係	603	729	273	22	791	682	521	583	384	182	11	464	608			
	職業紹介関係						62	69	102	81	26	0	181	163			
	その他	222	129	170	30	203	129	168	157	107	74	7	114	140			
計	1,183	1,312	503	54	1,546	1,467	1,334	1,310	845	313	21	1,164	1,342				42,337

兵庫県庁における震災初動期の対応について

(質問)

5 経営相談等について

(2) 離職者の把握、職業斡旋、失業手当の給付、労働保険料の徴収猶予等はいつごろから、どのように対応しましたか。

(回答)

職業斡旋について

- 1 平成7年1月17日阪神・淡路大震災発生後、1月19日には被災地域の公共職業安定所に緊急特別相談窓口を設置するとともに、1月23日には県下全公共職業安定所に雇用特別相談窓口を設置し、被災に係る雇用問題の相談に対応した。
- 2 公共職業安定所が職業紹介を行うため導入している「総合的雇用情報システム」は、幸いにも機器の破損は殆どなく、ケーブルの断線、停電のため稼働まで2～3日を要した程度で職業紹介を行う上で支障はなく、来所した就職希望者については、震災直後から職業相談を実施したところであるが、1月末位までは、雇用保険や雇用調整助成金に係る相談が多く、職業紹介を希望する者は少なかった。
- 3 被災地域外の県内公共職業安定所に対し、社宅等を有する求人の確保を要請、2月14日神戸市において、震災のため家と仕事を失った人を支援するための合同就職面接会の開催をはじめとし、3月末までに8回の合同就職面接会を開催し再就職支援に努めた。
また、移転就職を希望する被災者に対しては、全国の公共職業安定機関を通じて住宅等にも配慮した被災者向け求人確保し広域的な職業紹介を実施した。
- 4 新規学卒者については、採用内定取消し等の状況の速やかな把握に努めるとともに、2月13日には内定取消しの回避を事業主、事業主団体等に要請した。
また、雇用調整助成金の特例措置により内定者の採用後の雇用維持を図るとともに、未内定の新規学卒者に対し広域的求人情報の提供、就職面接会の開催等就職支援策を実施した。
- 5 来所者数の激増に対応して応援職員体制、臨時公共職業安定所の設置等体制整備を図った。
 - イ 2月21日から緊急雇用保険サービスセンター設置
 - ロ 2月24日から緊急雇用調整助成金計算センター設置
 - ハ 3月14日から緊急雇用調整助成金センター設置
 - ニ 2月～7月迄の応援職員 県内職員延べ約2,100人、県外職員延べ約3,500人

所 属	兵庫県労働部職業安定課	担当者	企画調整担当 足立	内 線	3804
-----	-------------	-----	-----------	-----	------

兵庫県庁における震災初動期の対応について

(質問)

失業手当の給付は、いつ頃からどのように対応しましたか。

(回答)

1. 情報の収集・伝達について

阪神・淡路大震災発生から1月19日の間に、各公共職業安定所に対して被災状況について把握をおこなった

(1) 把握・伝達・報告方法

安定所の機能の喪失・低下にかかわるすべてについて、確認できた内容について、口答・電話・ファックス等を利用し報告を指示し把握した

2. 失業給付業務の特別事務処理について

(1) 被災地域の受給資格者に対する失業給付についての配慮及び特例措置と特別措置

① 1月19日「緊急特別相談窓口」設置指示

② 1月20日当面の窓口体制について指示

a. 失業給付業務の取扱について

・震災避難者については、管轄外安定所においても失業の認定を行う

・受給資格者証の紛失、焼失者についての本人であるかの確認指示

③ 1月23日災害救助法の適用者に対する特例措置に基づく失業給付を開始

④ 1月25日激甚災害に指定され、激甚災害法に基づく失業給付の特例措置を開始

・被災地域安定所へ県内応援職員を配置し、失業給付業務に対応する

(2) 被災地事業所、雇用保険受給者等に対する周知について

① 各公共職業安定所での説明

② 新聞発表

③ ラジオ、テレビ放送等（報道機関については協力的であった）

3. 県下の公共職業安定所の体制確立を図るとともに、雇用保険業務の要である雇用保険トータルシステムの稼働に全力をあげた。

(1) システム停止中の業務

① 1月20日雇用保険失業認定処理について指示

・給付関係業務に関しては、手書き処理を行う

・代行入力処理を行う

(2) 再開後の業務

① 雇用保険受給資格者が急増し、設置機器だけでは対応できず、臨時所を設置し対応する。

② システム処理運用時間の延長を行う

4. 2月21日「緊急雇用保険サービスセンター」を開設

全国より応援職員の派遣により失業給付業務を開始

所属	労働部雇用保険課	担当者	給付係長 片山	内線	3825
----	----------	-----	---------	----	------